

企業会計基準委員会 御中

平成 19 年 1 月 29 日
アビームコンサルティング株式会社

「リース取引に関する会計基準（案）」及び 「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」に対するコメント

弊社は、会社設立以来長年に渡り、多くのリース会社の基幹システムの構築・保守に携わってまいりました。また、リース会社の借手注記資料作成システムの構築・保守や借手注記作成支援のツールの提供も行っていました。

これらの経験を踏まえて、貴委員会が、平成 18 年 12 月 27 日に公表された「リース取引に関する会計基準（案）」（以下、会計基準（案）と記述する）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」（以下、適用指針（案）と記述する）について、システム対応の観点から下記のとおり意見をまとめましたので、ご提出致します。

1. 適用時期（会計基準（案）第 23 項～第 24 項）

「平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用する。」と規定されているが、システム対応のための準備期間が十分でないとする。現行のリース会計基準での対応の準備期間・対象企業、システム対応の内容、その他の制度改訂などの状況を勘案すると、リース会計基準が公表されてから 1 年半程度のシステム対応準備期間は最低限必要であり、この適用時期は現実的でない。

については、適用時期の延長や経過措置の検討をお願いしたい。

■現行のリース会計基準の適用時期

現行リース会計基準は、平成 5 年 6 月 17 日に企業会計審議会より「リース取引に係る会計基準に関する意見書」が公表され、続いて、平成 6 年 1 月 18 日に日本公認会計士協会が「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」を公表した。適用時期は、平成 6 年 4 月 1 日以降開始する事業年度からであり、実務指針の公表から 2 ヶ月程度しか準備期間はなかったものの、実務対応を考慮して段階的にリース会計基準が適用され、全面適用は平成 8 年 4 月 1 日以降開始の事業年度であった。実務指針の公表から、注記の全面適用まで 2 年 2 ヶ月の期間があったことになる。

これに比べて、今回の適用時期は、準備期間が大変短くなっている。

■現行のリース会計基準の対象企業

現行のリース会計基準は上場会社、その他証券取引法に基づく有価証券発行会社及び当該連結対象会社が対象となっているが、今回のリース会計基準では、対象企業は大きく増える。

この対象企業の広がりにより、リース取引やリースシステムを理解したシステム開発者の準備期間での確保が困難になることが予想される。さらに、各社固有の状況も多様なものとなり、システム対応へ着手できる時期や投入できる資源にも大きなばらつきが出てくる。適用日までに対象会社が無理なく対応できるようにするには、準備期間を十分にとることが必要である。

■貸手企業のシステム対応内容

リース会計基準改訂へのシステム対応は、見積書、契約書、請求書の見直し、ファイナンス・リース取引の開始～満了、解約、処分、破綻時の会計・税務処理、経営管理システムなどの修正が必要であり、非常に広範囲にシステムの修正を行うことになる。

現在、貸手注記資料作成システムを持っている企業においても、そのシステムを少し修正すれば対応できる内容ではなく、基幹システムの全般的な修正が必要となる。

修正範囲の広さを考えると、今回のリース会計基準改訂へのシステム対応の期間、システム開発要員数は必然的に大きなものとなる。具体的にはシステム対応のために1年半程度の期間が最低限必要であると考ええる。

貸手企業のシステム対応の主な項目（想定）

- 見積書・契約書へのファイナンス・オペレーティングの取引の区分表示、購入価額（あるいは現金販売価額）、利息相当額、維持管理費用相当額の表示
- 請求書・お支払予定表での利息相当額、維持管理費用相当額の明示
- 会計処理・税務処理の変更対応
 - 利息法による元利展開機能対応
 - 契約～満了、解約、処分、破綻時の会計・税務処理対応
 - 会計補助簿作成
 - 法人税申告調整処理対応
 - 消費税処理対応
 - 貸倒引当金計算対応
- 経営管理（利益予測など）システムの会計基準改訂対応
- 債権流動化対応
- 適用初年度のための既存データ移行
- 借手会計支援資料作成

■借手企業のシステム対応内容

現在、借手企業の大半はリース取引について、リース料の支払時に支払リース料を費用計上する会計処理をしていると思われる。リース会計の注記が必要な上場企業も、リース会社からの資料をもとに対応しているところが多数である現状から、借手企業すべてが自社システムの修正によりリース資産のオンバランス処理などの対応を2008年4月までに行うことは難しいと思われる。

そこで借手企業は、リース会計に対応した市販パッケージの購入、あるいは、貸手企業からの会計支援資料（こういった資料を貸手企業が提供するかどうかは不明）での対応を探ることになるが、現在どちらも明確に提示されているものはない。借手企業の対応方法を検討する時間を考慮すると、適用期日の半年前である2007年9月頃までに市販パッケージの開発完成や貸手企業からの会計支援資料の内容確定がされている必要がある。しかし、対応項目も複雑多岐に渡るため、9月までの市販パッケージの完成や貸手側からの会計支援資料の内容確定は時間的に難しいと思われる。

このような状況では、借手企業が会計基準対応に間に合わないリスクを恐れて、ファイナンス・リース取引を敬遠することが起こり、リース事業の健全な発展を阻害する可能性もある。

借手企業のシステム対応の主な項目（想定）

- 会計処理・税務処理変更対応
 - 取引区分（ファイナンス・リース、オペレーティング・リース）の判定
 - 利息法による元利展開機能対応
 - 契約～満了、解約時の会計処理対応（オンバランス処理）
 - 会計補助簿作成
 - 消費税処理

- リース資産台帳作成

■2008年4月以降のその他の制度改訂

2008年4月以降、内部統制の評価、四半期決算の新しい制度が導入される。この制度改訂への対応も同時に進めていく必要があり、経理担当、システム開発者への負担が大きくなることが予想される。その結果、システムの品質低下、そして、財務報告の精度の低下を招く恐れがある。

2. 適用初年度の取扱い（借手）（適用指針（案）第75項）

第75項を適用した場合に、「第74項を適用した場合の変更による影響額に重要性があるときには」注記が必要となっているが、影響額の重要性の判定基準を明確にしていきたい。

3. 適用初年度の取扱い（貸手）（適用指針（案）第78項）

第78項を適用した場合に、「第77項を適用した場合の変更による影響額に重要性があるときには」注記が必要となっているが、影響額の重要性の判定基準を明確にしていきたい。

また、第78項を適用した上に、売買処理に準じた数値を計算して注記をするのでは、第77項を適用した場合よりもシステム開発の負担が重くなる。注記について不要とすることも検討していただきたい。

4. 維持管理費用相当額の取扱い（適用指針（案）第14項、同第24項、同第25項）

「維持管理費用相当額は明示されない場合も多く、また、当該金額はリース物件の取得価額相当額に比較して重要性が乏しい場合が少なくない。したがって、維持管理費用相当額は、その金額がリース料に占める割合に重要性が乏しい場合はこれをリース料総額から控除しないことができる。」とあるが、このときの重要性の判定基準を明確にしていきたい。

また、明示されていない維持管理費用相当額及び保守等の役務提供相当額を借手企業が見積るときの方法に関して、実務上の負担も考慮された合理的と思われる方法を明確にしていきたい。

5. 設例

以下の設例の追加をしていただきたい。

- 不均等支払いのリース取引の設例（借手、貸手）
- 解約日と処分日が異なる場合の会計処理の設例（貸手）
- 満了後、処分の場合の会計処理の設例（貸手）
- 破綻時の会計処理の設例（貸手）
- 一部解約の処理の設例（借手、貸手）
- 転貸リース取引の設例
- リース料の支払に据え置きのある残価付きリース取引の設例（借手、貸手）
- 残価付きリースの解約の処理の設例（借手、貸手）
- 前払リース料の処理の設例（借手、貸手）
- 2次リースの設例
- 見積残存価額の見直し時の処理の設例（貸手）
- 契約額、契約期間、回収スケジュールなどの変更時の処理の設例（借手、貸手）

以 上